

<4/14以降の登録希望者>

2026年(令和8年)年1月26日

第78期司法修習生

広島弁護士会入会希望者 各位

広島弁護士会

第78期司法修習生の広島弁護士会入会手続きについて(ご案内)

第78期司法修習生の当会入会手続きは下記のとおりです。

記

1. 入会申込書等の提出

以下の書類を揃えて、当会に提出してください。

提出書類は、①本書添付のもの(提出書類1～3・10)に加えて、②日本弁護士連合会(以下「日弁連」といいます。)ホームページ(下記リンク参照)からダウンロードする必要があります(提出書類4～9)。書類の作成にあたっては、日弁連ホームページの掲載内容、「弁護士名簿登録請求書等記入要領」もよく確認してください。

- 日弁連ホームページリンク「第78期司法修習生弁護士名簿登録請求者の方へ(一斉登録および2026年3月31日～4月13日登録以外(司法修習終了後))」

URL:https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/legal_apprentice/78_bengoshimeibo_syuryogo.html

<2026年(令和8年)4月14日以降に登録を希望する方>

<提出期限>

2026年(令和8年)3月6日(金)必着

※戸籍謄本等(提出書類6)、身分証明書(提出書類8)は、
弁護士名簿登録請求日前**3ヵ月以内に発行されたもの**

※登録希望日をメモなどに明記しておいてください。

※司法修習修了証(提出書類9)の交付を受け次第、すみやかに司法修習修了証の写しをPDF又は紙媒体で広島弁護士会へご提出ください。

※提出期限を過ぎたり、提出書類に不備があると、入会日が遅れる場合がありますので必ず書類の提出前に誤記や記入漏れ、不足がないか確認してください。

※提出期限を過ぎても書類の受付は可能ですが、5月中旬以降の登録となる場合があります。

<提出先>

〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-73 広島弁護士会

<提出書類（必須）> ※（*写し可）のもの以外は原本

	日弁連提出用	広島弁護士会提出用
1	—	入会申込書 (紹介者は広島弁護士会所属弁護士に限る)
2	—	宣誓書
3	—	広島弁護士会入会審査 確認事項書
4	弁護士名簿登録請求書 ※印紙6万円貼付	弁護士名簿登録請求書
5	履歴書	履歴書
6	戸籍謄本等	戸籍謄本等 (*写し可)
7	誓約書	誓約書
8	身分証明書(「破産者でない」ことの証明書)(本籍地市区町村 発行)	身分証明書(「破産者でない」ことの証明書)(本籍地市区町村 発行) (*写し可)
9	司法修習終了証(*写し) 3/26以降に速やかに広弁に提出(メール可)	司法修習終了証(*写し) 3/26以降に速やかに広弁に提出(メール可)
10	—	連絡先回答票

注1 履歴書の賞罰欄に罰がある場合は、罰を受けた年月日・内容・処分(罰金の場合はその額)の記入が必要です。また、上申書を添付してください。

罰がある場合、必要に応じ、当会や日弁連で資格審査会が開催されることがあり、ご希望の日程で、弁護士名簿の登録ができないことがあります。

注2 提出書類の記入日付は以下のとおり記入をお願いします。

一斉登録日の当日までに提出(～3月26日)→2026年(令和8年)3月26日

一斉登録日の翌日以降に提出(3月27日～)→提出日

<希望者のみ提出>

	日弁連提出用	広島弁護士会提出用
11	身分証明書発行申請書 *写真2葉必要です。日弁連提出用に1葉を貼ってください。 *写真のもう1葉は、裏面に氏名・撮影年月日を記入してください。 *登録後3ヶ月以内であれば、発行手数料は不要です。 *登録後3ヶ月を越えると、発行手数料3,150円必要です。	身分証明書発行申請書
12	職務上の氏名の届出書・使用許可申請書	職務上の氏名の届出書・使用許可申請書

2. 入会金等の納付

納付金総額 27万円（現金 21万円・印紙 6万円）

- *印紙は弁護士名簿登録請求書（日弁連提出用）請求書に貼付し、現金21万円を納付する（修習終了後、他単位会の登録を経た方は、登録換えの扱いになりますので、納付金額が異なります。）。
- *当会に書類到着後、振込口座を記載した請求書をメールにて送付いたします。入会申込書等を提出した日から30日以内にお支払いください。

内 訳	納付金額
日弁連登録料	1万円
〃 印紙料	6万円 ※登録請求書（日弁連提出用）に貼付
広島弁護士会入会金	10万円
〃 会館特別負担金	10万円

3. 新規登録弁護士研修のご案内

新規登録弁護士研修（義務研修）について、
2026年（令和8年）4月20日（月）・21日（火）の2日間（9時～18時）に
弁護士会館において開催予定です。詳細は後日ご案内します。

4. 登録後の会費等（ご参考）

詳細はご入会いただいた後に改めてご案内しますが、入会後の会費等について、以下のとおり、概要をあらかじめお知らせいたします。

※会費は日割になりません。月内の登録日付がいつであったとしても1ヶ月分徴収します。それを踏まえて登録日をご検討ください。

なお、以下のうち、「会館建設一時賦課金」「会館建設継続賦課金」は、当会の「会館建設等資金特別会計に関する会規」第4条に基づくもので、登録請求時に納付いただく会館特別負担金（当会の会則第8条の2に基づくもの）とは別に納付いただくものです。

(1) 会館建設一時賦課金

支払方法は、入会日から30日以内一括払いか分割払いのいずれかを選択ください。

(一括) 広島、呉、福山及び尾道の各地区会の会員	20万円
三次地区会の会員	10万円

(分割) 広島、呉、福山及び尾道の各地区会の会員	(月額) 1万円×22ヶ月＝22万円
三次地区会の会員	(月額) 1万円×11ヶ月＝11万円

(2) 会館建設継続賦課金（入会后3年目から徴収開始）

広島、呉、福山及び尾道の各地区会の会員	(月額) 10,000円
三次地区会の会員	(月額) 5,000円

(3) 会費等

広島弁護士会費	(月額) 25,000円
広島弁護士会費 (中弁連会費相当分)	(月額) 2,500円
法律援助基金	(月額) 400円

<問い合わせ先>
広島弁護士会事務局 登録担当 TEL : 082-228-0230 (平日9時~16時30分)

(新入会員用)

入 会 申 込 書

本 籍

住 所

事務所住所
(事務所名)

氏 名

年 月 日生

上記の者、貴会に入会したいので、ご承認のうえ、日本弁護士連合会に対し、
弁護士名簿登録請求書の進達をされたく、お願い申し上げます。

年 (令和 年) 月 日

紹介者 印

紹介者 印

広 島 弁 護 士 会 会 長 殿

宣 誓 書

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

私儀貴会に入会を許された上は、貴会会則を厳守し弁護士法に
則り常時弁護士の品位を保持することを誓います。

年(令和 年) 月 日

氏 名

印

広 島 弁 護 士 会 会 長 殿

広島弁護士会入会審査 確認事項書

1 現在の状況（裁判官・検察官等であれば、退官予定日も記入。弁護士の方は、現在の所属会及び事務所名を記入ください。）

2 登録予定事務所の状況（□に☑してください）

* 即独等で御自身1名のみの場合は、その旨、「その他」に記載してください。

法律事務所

企業内法務部等

その他（ _____ ）

申請者自身を含まない所属する弁護士の人数 _____ 名

3 重大な心身の故障の有無（弁護士法12条、13条参照）

弁護士の職務を行うことについて適正を欠くおそれがあるといえる程度の心身の故障の有無（□に☑してください）

有

無

4 会員の義務の確認及び当会からのお願い

下記の事項は法令及び日弁連・当会の会則等による義務ですので、確認をお願いします。

また、会務活動についてもご協力をお願いします。

- ① 会費、臨時会費の納入
- ② 営利業務・公職就任の届出
- ③ 新規登録弁護士研修への参加
- ④ 倫理研修への参加

年 月 日

署名 _____ 印

連絡先回答書

令和 年 月 日

入会予定弁護士会	広島	弁護士会
氏 名		

連絡先

住 所	〒 _____	
電 話	()	
F A X	()	
携帯電話	()	
メールアドレス	PC	
	携帯	

本書によって知り得た情報は、弁護士名簿登録手続及び新規登録弁護士研修の案内等のために、入会予定の弁護士会に情報を提供します。